

政治倫理審査会記録

令和6年3月19日

【開催日】 令和6年3月19日（火）

【開催場所】 第1委員会室

【開会・散会時間】 午後1時30分～午後3時49分

【出席委員】

会長	松尾数則	副会長	岡山明
委員	白井健一郎	委員	恒松恵子
委員	中島好人	委員	古豊和恵
委員	前田浩司	委員	森山喜久

【欠席委員】

なし

【委員外出席議員等】

なし

【執行部出席者】

なし

【事務局出席者】

局長	河口修司	局次長	中村潤之介
----	------	-----	-------

【審査内容】

- 1 審査結果報告書について
- 2 その他

午後1時30分 開会

松尾数則会長 皆様こんにちは。それでは、ただいまから第13回政治倫理審査会を開会します。

森山喜久委員 冒頭になりますが、動議を提出したいと思います。前回、つまり3月12日に開催された政治倫理審査会において、措置については、「議場における謝罪文の朗読」と議決して決定しましたが、その過程で、「本会議において」との発言がありました。その件について、はっきりした結論が必要だと感じたので、前回の議決に対して再度審査されるこ

とを望みます。

松尾数則会長 動議の提出がありました。動議の提出に対して何かあれば。

恒松恵子委員 今、森山委員がおっしゃったのは、本会議での謝罪という措置に疑義があるという意味ですか、それとも、そもそもの謝罪文の朗読という措置がおかしいという意味ですか。教えてください。

森山喜久委員 今言われましたけど、本会議での措置に疑義があるということになります。実は審査会での結論について意思共有を図るために、私の会派において協議をしました。その中で、やっぱり「本会議において」という文言が政治倫理条例の中にないので、根拠がないのではないかとの懸念が出たんです。そのため、本当に本会議で行うと決定したのかどうか。決定したとしたら、根拠について、私たち委員全体が共通認識を持つべきだと思ひまして、今回動議を提出したということです。

恒松恵子委員 分かりました。

松尾数則会長 次長、動議が提案されたんですけど、これからどのように取り扱っていけばいいんですか。（「手を挙げています」と呼ぶ者あり）

白井健一郎委員 山陽小野田市議会議員政治倫理条例第7条第5項第1号と第2号です。第2号には「議場における謝罪文の朗読」とありますけれども、まずこの「議場」という意味を確定しなくちゃいけないし、それに合わせて、もしも、この「議場」が本会議を示していなかった場合は、本会議というのは選べませんよね。要は挙がっていないんだから。ということをちょっとお話しいただきたいと思います。

森山喜久委員 だから、動議を提出して、再度審査しましょうよ、確認しましょうよと言っているんです。ですから、今ここで確認するんじゃないくて、

あくまで動議で差し戻して、もう一遍その措置がどうかを確認しましょうよと言っているわけです。

白井健一郎委員　そう軽い問題じゃないんですよね。これ、要は判決ですから、判決を最終的に皆さんで話し合っただけです。それを動議でもう一度やり直しましょうって、そんな軽い決定ではないと思うんですよね。だから、もうちょっとその辺をまとめていただいて、もう一遍見直しましょうじゃなくて、どこがどう問題があったのかということを示していただければ納得できません。

中島好人委員　この項には、本会議場とはどこにも書いていないわけですよね。ただ「議場」とあるだけですよね。そういう意味を言っているわけです。これは、どっちにしろ処分の在り方であって、私は処分の在り方については棄権しているんで、この動議については退場します。

松尾数則会長　動議そのものを議論しないということね。まだ動議を受けるかどうか、まだ賛成をもらっていませんからね。動議の提案に対して、次長、これは基本的にどのように取り計らえばいいのでしょうか。

中村議会事務局次長　白井委員の発言もあったんで皆さんのお話をおさらいすると、前回決まった謝罪文の朗読を本会議でさせるかどうかが決まっていなかったというお話ですか。そういうことと理解しましたが、途中少し退席していましたので、そこが間違っていたらここからの説明がおかしくなるんで確認します。

松尾数則会長　白井委員、いいですか。今の内容は。

中村議会事務局次長　すみませんが、最初退席していましたので、一応確認したいと思います。

松尾数則会長 白井委員、今の内容でよろしいですか。

白井健一郎委員 結局、その動議はやり直したいということですか。それとも、「本会議における謝罪文の朗読」に直したいということですか。

森山喜久委員 もう一遍繰り返しますね。動議を出した理由は、3月12日に開催された政治倫理審査会で、議場における謝罪文を朗読として議決して決定したんですけれど、その過程で本会議においてという発言があったと。その部分で、私も会派に持ち帰って意思共有を図るために報告しました。その中で、全員が引っかかったのは、本会議においてという部分がいいのかどうか。そういう文言が政治倫理条例の中にないので、根拠がないのではないかという懸念が出たと。本当に本会議で行うと決定したのかどうかという部分を確認しなきゃいけないし、決定したとするならば、その根拠を委員全体で共通認識を持つべきだと。それを再度審査したほうがいいんじゃないかということで動議を提出したと言っているんです。

白井健一郎委員 第7条第5項第2号にある「議場における謝罪文の朗読」というのは、どう見ても「本会議における謝罪文の朗読」とは読めませんよね。読めますか、本会議におけるって。（発言する者あり）いや、発言が出たのでって、議事進行に関係のない方が本会議において一言言ったからといって、それがちょっと分からなかったからもう一遍やり直しましょうとはなりませんよね。これ第1号または第2号または第1号プラス第2号ということでやったんだから。それで第2号に決まったんですよね。第2号で行きましょうよ、だから。議場における謝罪文の朗読でいいじゃないですか。何でこれ本会議における——それ限定ですよ、やっぱり。議場と本会議で比べたら。文言の限定をできますか、そんな勝手に。

中村議会事務局次長 すみません。事務局としても記録の整理が間に合ってい

ないがために、正式なものを皆さんにお渡しできていないんですけども、音声の文字起こしをしています。まだ整文していないので委員の皆さんにお渡しできていないんですけども、その中では「本会議において」という発言がはっきりあります。(発言する者あり)誰かは分かりません。パソコンを見たら分かります。でも、それははっきり言っています。なので、それを誤解されている可能性も当然あると思います。確かに、採決のときには「本会議において」という発言はなかったと思います。多分そこをはっきりしないと、松尾会長がつくった審査報告書案に、最終的に「本会議において」と多分入っているんじゃないんですかね。少し待ってくださいね。措置については、採決のときは実際には「議場における謝罪文の朗読」って松尾会長が諮られたんですけど、それまでの過程で本会議という言葉が2回ぐらい出ているんです。今から見たら誰の発言かも言えます。不規則発言じゃなくははっきりした発言で、委員の中から発言が出ています。そこの誤解があるから、もう一度きちんとできないかという御発言ということなのかなと理解しました。

白井健一郎委員 会長がそうおっしゃって、決を採るときに、議場じゃなくて本会議と言って、それで議決の段階で誤解が出たのなら分かりますけど、委員の一人一人が、そこで勘違いがあったからといってもう一遍やり直すのは納得いきません。それは勘違いした人が悪いんですよ。ここはあくまでも議場におけるって書いています。本会議と読めません。これ、議場なんですよ。

松尾数則会長 議場と本会議の内容については、森山委員からいろいろ意見が出たと思うんですけど。

中村議会事務局次長 動議が出ましたので、動議について諮るしかないかなということなんです。審査会の進め方としてはそれしかないと思います。その動議の過程で、戻すべきじゃないっていう白井委員のような意見もあるでしょうから、そこが曖昧だから戻すべきだという動議について、賛成

ということであれば賛成多数で可決されるでしょうし、いやそれは戻さ
んでいいよということのほうが多ければ賛成少数になって否決されるだ
けの話なので、動議を諮るしかないかなと思います。あわせて言うと、
本会議ではないので、動議は1名で成立します。最終的にはそれに対す
る質疑が終わったら、動議に対する討論をされて、動議を会長が諮れば、
審査会の審査の進め方としては問題ありません。議事の進め方のアドバ
イスです。

松尾数則会長 森山議員からの動議に対して、まだ質疑が何かありますか。

中村議会事務局次長 白井委員の懸念も一応払拭しておかないといけないと思
います。おっしゃったように、一旦結論を出したのに簡単に戻せるんか
という再審査の話です。これは規定がありません。委員会の場合は、例
えば、採決があって賛成多数なりで委員会としての結果が出たとします。
その審査結果報告を議長に対して行います。そこまで行ったら再審査は
できませんが、現在は本審査会の審査結果報告書を議長に返していない
ので、委員会と同様の進め方をしようと思えば、現時点では再審査は可
能です。ただ、その再審査を可能とするためには、さっき言ったように
審査会の中で賛成多数がないとできませんということです。

松尾数則会長 では、質疑はなしとしまして、討論はありますか。（「なし」
と呼ぶ者あり）討論なしと認めます。それでは、動議に関して賛成の方
の方の挙手をお願いします。

（賛成者挙手）

松尾数則会長 賛成多数ですので、動議は成立しました。

恒松恵子委員 それでしたらちょっと申し上げたいんですけれども、措置につ
きましては、前回の審査会からこの間私もずっと考えてまいりました。

また、会派でも相談してまいりました。白井委員は「議場における議長の注意」との御意見でした。私の会派も「議場における謝罪文の朗読」は措置として少し重いのではないかと考えるに至っております。つきましては、措置についても再度審査いただけないものか、お尋ねします。

森山喜久委員 措置の内容については、「謝罪文の朗読」で決していたと思うんですが、これを再審査するという事によろしいんですか。

恒松恵子委員 森山委員のおっしゃるとおり、再審査していただけたらと思います。

松尾数則会長 この取扱い、次長、措置の内容も含めてどのように取り計らったらいいんですか。（発言する者あり）

中村議会事務局次長 さっきの議場や本会議云々のところの動議と同じで、審査会において、まだ審査結果報告書が出ていない段階であれば、戻せるというのは先ほど言いましたが、表決ってすごく重たいものです。白井委員がおっしゃっていたのは、多分その部分ではないかと思えます。一応、これも委員会に準じた考え方をすると、結論としてはできます。ただ、大変——まだ分かりません。恒松委員がおっしゃった動議について、まずは賛成かどうかを同じように諮らないといけなくなりますから、諮った上でもし戻った場合に、ひっくり返るとなると、審査会としての審査結果をひっくり返すことになります。恒松委員がどういう理由でおっしゃったかが耳にあまり入っておりませんでしたけれども、口頭注意に変更する理由を恒松委員からしか聞いておりませんので、そこは会長でまずは——戻せるのですけど、それであれば動議が成立しないといけませんし、それなりの理由が要ろうかなと思います。

松尾数則会長 中村次長から再審査は大丈夫であるという説明がありました。それでは、動議に対する質疑はありますか。

森山喜久委員 確認なんですけど、さっきの恒松委員の発言は、一応動議として言われたということですか。

恒松恵子委員 措置についても再度審査していただきたいという意味です。動議です。

松尾数則会長 そのほか、どなたか質疑はありますか。なければ同じように……（発言する者あり）

中村議会事務局次長 文献上、再審査の理由としては、いわゆる事情変更が適用されるパターンが多いです。例えば、議案審査において、執行部が誤った説明をしていた。それによって出た表決の結果なので、再審査になったというのがあるパターンです。したがって、あまり濫用するのはよくない気がします。とはいえ、表決自体についても、地方議会の実際の運営上においては、ある程度弾力的にしないといけないんじゃないかという考えもあることから、出た表決についても再審査は可能という考えは一応あります。ただ、さっき言ったように、先ほどの動議ということで捉えるのであれば、動議については、きちんと質疑、討論及び採決で諮っていただいた上で、もし成立した場合に、初めてその措置を変更する可能性について、もう一度議論のステージに上げられるんじゃないかなと思います。

松尾数則会長 それでは、動議に対する質疑はありませんか。（うなづく者あり）なければ、討論を行います。（「なし」と呼ぶ者あり）討論なしと認めます。それではお諮りします。本動議のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

松尾数則会長 全員賛成です。動議自体、賛成です。（発言する者あり）それでは、再審査をすることに決定しました。それでは次長、この後はどのような取り計らいになりますか。（発言する者あり）暫時休憩します。

午後 1 時 5 0 分 休憩

午後 2 時 1 2 分 再開

松尾数則会長 休憩を解きまして、審査を続行いたします。まずは、措置につきまして決めていただいて、その中で、当然、森山委員の懸念も払拭されるものだと思います。それでは、この内容につきましては、恒松委員は既に措置について発言がありました。

中村議会事務局次長 最初、退室していて申し訳ありませんでした。資料を取りにいておりました。最初の動議をおさらいすると、最初は本会議においてするというところの疑念があったから、そこをはっきりさせましょうということだったと思います。それにあわせて、それならばということで恒松委員からあったのは、措置についてよくよく考えると、少し重たいんじゃないかということだったように思います。ということであれば、措置を再度今から皆さんが議論されると予想します。その際には、最初の動議のところもはっきりした結論でもって最後採決していただいて、もう二度と戻ることがないように、会長が進めていただけたらと思います。

中島好人委員 恒松委員から改めて動議が出されたんで、処分の二つの内容についてどっちにするかというのを改めて確認取られたらいいんじゃないかなと思います。要するに「議場における議長の注意」と「議場における謝罪文の朗読」で改めて確認したらいいんじゃないかと思いました。

松尾数則会長 それではそういう流れにしていきたいと思います。（発言する

者あり) 待つて待つて。

白井健一郎委員 少しお伺いしたいんですけれども、調べてもらいたいののが、過去、第5項第2号の「議場における謝罪文の朗読」のときの議場というのは、どこでなされてましたか。

松尾数則会長 過去の事例の話ですか。ここはどうなっていましたか。

中村議会事務局次長 平成29年10月から令和3年9月までの議員の任期の間に、政治倫理審査会にかかった案件が2件ほどあったかと思います。その2件については両件とも本会議において行っております。事実は2件ともそうになっていました。ただ、実際に読んだかどうかは別の話です。あわせて、最初の1件目のときは、具体的措置が条例にはない状態でした。

前田浩司委員 これまで審査会を12回ほど開催しておりまして、そのうち第12回目は山田議員の弁明の機会でした。この11回の審査会を通じて、やはり主に7項目の件で討議を続けてまいったと思います。そのうち賛成多数であったものが3項目で、いずれも政治倫理基準違反との結論に至っております。本日措置の重さを改めて考えてというような話が出ておりますけれども、謝罪文の朗読については少し重た過ぎるのではないかと考えております。そうはいえ、政治倫理条例第2条第3項には「議員は政治倫理に反するような事実があるとの疑義を持たれたときは、自らその疑惑を解明し、その責任を明らかにするように努めなければならない。」と書かれております。これまで中島委員が代わっているいろいろな答弁をされていましたが、やはり本来は山田議員自らが果たすべき責任があったのではないかと思います。その点を鑑みると、措置として、議場における議長の注意としても、それ相応の注意を必要とするのではないかと考えております。

森山喜久委員 今、前田委員が言われたように、今まで12回、今日で13回目の審査会です。その中で2回、山田議員に対して被審査議員の事情聴取のために出席要請を行ったにもかかわらず、出席されませんでした。言論において、この疑惑を解明し説明責任を果たすべきだったと考えます。特に明るいまちにおいて、個人の誹謗中傷、プライバシーの侵害や事実確認をされていないものが出された。しかも、一般市民を実名で記載したこと、議長の名前も出して市議会の名を貶めたことは正常ではない、異常だと思っています。それが流布されたこと自体が、市民全体の代表者として品位と名誉を保持し、その職務に関して疑惑をもたれる行為しないことというものを破って、我々議会の品位と名誉を貶めたと考えています。私としましては、前回と同じく、議場における謝罪文の朗読を措置として求めたいと思います。（発言する者あり）

松尾数則会長 そのほか質疑はありますか。（「なし」と呼ぶ者あり）それでは討論に入ります。討論はありますか。（「なし」と呼ぶ者あり）討論なしと認めます。それでは、採決します。

（中島好人委員 退室）

松尾数則会長 今回の内容につきまして、被審査議員に対する措置でありますけれど、これは二つ三つ内容があるんですが……すみません、再度読みます。「議場における議長の注意」、2番が「議場における謝罪文の朗読」、そして併せて措置することも可能である。まず、読み上げます。「議場における議長の注意」及び「議場における謝罪文の朗読」を併せて行うことが必要だという方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

松尾数則会長 それでは、「議場における謝罪文の朗読」に賛成される方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

松尾数則会長 1人です。続きまして、「議場における議長の注意」に賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

松尾数則会長 賛成多数でありますので、被審査議員に対する措置は、「議場における議長の注意」とすることに決定しました。それでは、中断しまして……(発言する者あり)

(中島好人委員 入室)

松尾数則会長 それでは、採決の内容を報告します。被審査議員に対する措置につきましては、「議場における議長の注意」と決定しました。賛成多数で決定しました。それでは、当初の付議事項であります審査結果報告書についてを議題とします。これはもうタブレットの中に入っていると思いますので、読んでいきたい……多少、若干、休憩をちょっと入れたいと思います。暫時休憩します。

午後 2 時 2 5 分 休憩

午後 2 時 3 0 分 再開

松尾数則会長 休憩を解きまして、審査を続行いたします。本日の提案の審査結果の報告書につきまして、何か質問等がありますか。

白井健一郎委員 審査結果報告書の中の審査結果のところの2ページ目の審査結果の右側ですね。結果のところの上の段にある調査請求の対象となっ

た事由の内容のところの番号を、つまり何番が何号に違反していると書くべきだと思うんですけども、どうでしょうか。

森山喜久委員 2番、4番、7番が、この間でいえば審査結果では違反したと表明されていたと思うんで、2番と4番については第3条第1号、7番については第3条第6号といった記載を考えたほうがいいかと思います。

松尾数則会長 いいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）異議なしと認めます。
白井委員、もう1個あったんですか。（「ない、ない」と呼ぶ者あり）
以上の訂正等も含めて……（発言する者あり）

森山喜久委員 それに伴って、措置も「議場における議長の注意」に変わると
思います。ですから、そちらの修正とこのたびの議論を含めて、第12回
の審査会の在り方をどう記載するかがあると思いますので、その辺を考
えていく必要があると思います。

松尾数則会長 分かりました。その辺のところも含めて、暫時休憩します。

午後2時33分 休憩

午後3時47分 再開

松尾数則会長 それでは、休憩を解きまして、審査を続行します。続きまして、
審査結果報告書について審査をしたいと思います。お手元に配付してあ
るとおりの内容になっていると思いますけれど、内容につきまして、何
か質疑はありますか。質疑なしでよろしいですか。（「はい」と呼ぶ者
あり）質疑なしと認めます。以上をもちまして、この内容で議長に報告
をしたいと思います。

中村議会事務局次長 では、この後の流れを御説明します。この審査結果報告書を議長に返すことによりまして、当審査会は解散となります。本日付けの日付になっておりますので、事務処理はきちんとしておきます。この報告書を議場において読み上げるんですけども、会が解散しておりますので、内容の説明はこれまでの慣例においては議長もしくは局長が行っております。事務局としては、局長がされるのが報告としてベターかなと考えておりますので、本会議最終日において報告してもらうように、まずは議会運営委員会を通して議事日程に入れてもらうという流れが必要になってきます。当然、その後に全員協議会が必要になってきますけれども、その都度この報告書が出てくることになろうかと思えます。それと、このたびの措置は「議場における議長の注意」となりましたので、これも議長から行っていただくこととなりますがこれについては議長からの注意になりますから、文言については議長が考えられるものとなると思えます。

松尾数則会長 次長から説明がありましたけれど、今後はそういう流れになっていきたいと思っております。長い間審査してまいりましたが、この政治倫理審査会、今回をもちまして終了にしたいと思っております。別に終了を諮る必要はないんでしょうけど、これで終わります。いろいろお疲れさまでした。ありがとうございました。

午後 3 時 4 9 分 散会

令和 6 年（2024 年）3 月 1 9 日

政治倫理審査会長 松 尾 数 則